

平成30年度 定期監査結果報告

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 平成30年度における春日那珂川水道企業団の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び業務の運営について（全課、共通の事項と各課個別の事項に対して実施した。）
- 3 監査の期間 実施日は次のとおりである。

対象課	監査実施日
総務課	平成30年 9月28日
料金課	平成30年 9月28日
施設課	平成30年10月29日
建設課	平成30年10月29日
水源対策課	平成30年11月28日
浄水課	平成30年11月28日
全課	平成30年12月12日

- 4 監査の方法 事前に水道業務の概要及び予算執行状況等関係資料の提出を求め、書類、帳簿の照合確認並びに関係職員の説明を聴取し、その内容が関係法令、条例及び規則等に準拠し適正に処理され、また、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に沿ってなされているか否かに重点をおいて実施した。

第2 監査の結果

前年度の監査結果における指導事項については、どのように措置、改善されているかの確認を行った。その結果、改善措置は取られていたが、一部継続中のものについては、今後も引き続き検討し、結果報告を求めることとした。

今年度の定期監査においては、恒久水源確保に関するものや本来の業務に対するものとして、指摘事項1項目、指導事項3項目及び意見は16件である。

1) 平成29年度の措置状況について

対象課	指摘事項		指導事項		意見	合計
		うち措置 済事項		うち措置 済事項		
総務課	2件	(1件)	2件	(1件)	1件	5件
料金課	2件	(2件)	1件	(0件)	3件	6件
施設課	1件	(1件)	0件	(0件)	4件	5件
浄水課	1件	(1件)	0件	(0件)	4件	5件
水源対策課	1件	(1件)	1件	(1件)	1件	3件
計	7件	(6件)	4件	(2件)	13件	24件

2) 監査結果に係る指摘事項等の取扱いについて

指摘事項	適正を欠く事項で改善する必要があると認められるもの。指摘を受けたものについては、3か月以内に改善策を検討し、改善結果を報告すること。
指導事項	事務処理上改善する必要があると認められるもの。指導を受けたものについては、速やかに改善策を検討し、次年度内に、改善結果を報告すること。
意見	特に意見をする必要があると認められるもの。

1 監査の着眼点

監査の着眼点は、「平成30年度定期監査実施計画」及び「平成30年度各課の重点課題」で別に定めているが、今回特に重視した点は次のとおりである。

〈各課共通事項〉

- ・水源問題の解決に向けた各課の取り組み状況について

〈各課個別事項〉

【総務課】

- (1) 労務管理（メンター制度の状況及び成果）について
- (2) 定員管理（定員管理計画の方向性）について

(3)財務管理（財政計画の策定）について

【料金課】

(1)個人情報管理（情報漏洩対策及び個人情報のバックアップ体制）について

(2)水道料金（減収対策）について

(3)債権管理（不納欠損処理及びその後の債権管理）について

【施設課】

(1)施設整備（管路の更新計画及び配水エリア変更）について

(2)漏水修理体制（公道及び宅地内の漏水修理体制）について

(3)鉛給水管の解消について

【建設課】

(1)新設の課として

(2)工事及び設計業務（業務の評定及び工期）について

(3)技術の継承（取組み及び指導状況）について

【浄水課】

(1)施設の危機管理状況（施設の問題点及び災害対策）について

(2)浄水場の運転管理業務委託（災害時の指示及び適切な運転管理）について

(3)技術の継承（取組み及び指導状況）について

(4)五ヶ山ダム建設工事完了後の維持管理について

【水源対策課】

(1)水源開発（恒久水源確保の進捗状況）について

(2)水道事業認可申請について

(3)五ヶ山ダム建設事業（試験湛水の進捗状況）について

2 指導及び所見については、以下のとおりである。

対象化	指摘事項		指導事項		意見	合計
		うち措置 済事項		うち措置 済事項		
総務課	1件	(0件)	0件	(0件)	3件	4件
料金課	0件	(0件)	1件	(0件)	3件	4件
施設課	0件	(0件)	0件	(0件)	2件	2件
建設課	0件	(0件)	0件	(0件)	3件	3件
浄水課	0件	(0件)	0件	(0件)	4件	4件
水源対策課	0件	(0件)	2件	(0件)	1件	3件
計	1件	(0件)	3件	(0件)	16件	20件

【指摘事項 1項目 対象課述べ件数 1件】

指 摘 事 項	対象課
・2020年度以降も堰の改修や水路の改修など補償工事等が出てくることも予想されるため、それらを踏まえた財政計画を速やかに策定できるよう、引き続き取り組まれない。	総務課

【指導事項 3項目 対象課述べ件数 3件】

指 導 事 項	対象課
・民法改正により短期消滅時効が改正され、不納欠損処分後の債権管理を見直す必要が生じている。債権管理条例の制定等、他団体の状況調査、情報収集を引き続き行い、実施の是非について、企業団としての方針を決定されたい。	料金課
・水源確保に伴う取水施設等の工事着工には水道事業変更認可が必要になるため、遅滞することのないよう作業を進められたい。	水源対策課
・五ヶ山ダムの試験湛水については、今後も情報収集に努めるとともに、試験湛水が更に長引くようであれば、遅滞のないよう対策について検討されたい。	

【意見 11項目 対象課述べ件数16件】

意見	対象課
<p>・恒久水源の確保に当たっては、来年度が最終年度になるため、一日も早い計画の実現に向けて、職員一丸となって水源確保に取り組まれない。</p>	全課
<p>・メンター制度は、今年度から導入された新しい制度であり、現在はまだ手探りの状態であるため、今後、どのように運用していくのか、どのような効果があったのか、継続的に経過報告をされたい。</p>	総務課
<p>・安定的に水道サービスを提供するためには、社会情勢の変化等に的確に対応し、業務量に応じた適切な定員を確保することから、再任用職員の任用方法、定年延長等の状況に応じた定員管理に努められたい。</p>	
<p>・サーバー機器やバックアップ装置、無停電電源装置などの集中管理（一括管理）について検討されたい。また、ヒューマンエラーに対するチェック体制の強化にも努められたい。</p>	料金課
<p>・料金収入の算定に当たっては、過大又は過小に見込んだりすることは避け、給水人口や一人当たりの使用量等を十分に分析、検討し算出されたい。</p>	
<p>・管路整備について、今後も経過年数や老朽化による漏水の発生が多い路線、鉛給水管の埋設状況、また、恒久水源確保による浄水量の変動等の検証を十分に行い、より安全性の高い管路の構築を進められたい。</p>	施設課
<p>・恒久水源の確保について、来年度中には最低でも取水可能な状態にまではしておく必要があり、短期集中で取り組む必要も考えられることから、来年度は、本年度以上に全庁的に協力していくなどの体制強化を図り、取水可能となるよう全力で取り組まれない。</p>	建設課
<p>・技術の継承については、最新の技術にも対応していく必要があるため、知識に漏れがないように、必要に応じて説明会を行ったり、研修会に参加するなど積極的に知識や技術の習得に努められたい。</p>	

<p>・水道は、住民生活や社会経済活動に必要不可欠なライフラインであるため、計画的、効率的な施設整備を実施されたい。また、春日那珂川水道企業団危機管理基準を十分に理解し、それに則って円滑に対応できるよう、意識付けを行い、取り組まれたい。</p>	
<p>・運転管理について、安全な水道水の安定供給を確実にするため、職員の知識や技術の向上を図ると同時に、受託運転者や施工業者等との間で、報告・連絡・相談（報連相）を徹底されたい。</p>	浄水課
<p>・経験の積み重ねにより習得した技術を継承することは、一筋縄ではいかないと考えるが、今後も創意工夫して技術の継承に取り組まれたい。</p>	